

# 入札公告

筑紫野市公告第114号

筑紫野市公共施設電力供給について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第7条第1項の規定に基づき公告します。

令和4年9月9日

筑紫野市長 藤田 陽 三



記

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 筑紫野市公共施設電力供給
- (2) 需要場所 筑紫野市内 (37施設)
- (3) 業務概要 電力供給  
契約電力・予定使用電力量  
ア 契約電力 4,017 kW (37施設合計)  
イ 予定使用電力量 6,855,800 kWh (37施設合計)  
※ 契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需用電力計により計測される需用電力が原則としてこれを超えないものとする。
- (4) 契約予定期間 契約締結の翌日から令和5年11月30日(木曜日)まで
- (5) 電力使用期間 令和4年12月1日(木曜日)から令和5年11月30日(木曜日)まで

## 2 入札参加資格

### (1) 個別要件

ア 令和4年9月9日(金曜日)現在において、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者。

イ 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、①令和2年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に対し、適合証明書の合計点が70点以上であること。

### (2) 一般的要件

令和4年9月9日(金曜日)現在において、次の条件のいずれにも該当しない者とする。

なお、落札決定時点においても同様とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成24年筑紫野市規則第38号)に基づく指名停止等の措置期間中である者。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続

- 開始の決定を受けている者を除く。)等、経営状態が著しく不健全である者。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団）及び暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員）が役員となっている者並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。
- オ 市町村税（又は特別区税）、消費税及び地方消費税を滞納している者。

### 3 入札申込書、仕様書等の配布

- (1) 方法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札の入札公告および入札結果」からのダウンロードによる配布とする。
- (2) 期間 令和4年9月9日（金曜日）午後1時00分から  
令和4年10月11日（火曜日）午後5時00分まで
- (3) ダウンロード先のホームページアドレス  
<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/6/3821.html>

### 4 提出期限

令和4年10月11日（火曜日）必着

### 5 入札手続等

- (1) 入札執行日時 令和4年11月10日（木曜日）午後1時30分
- (2) 入札執行場所 筑紫野市役所4階会議室404（入札室）
- (3) 入札方法 郵送による入札のみ。（持参は認めない。）
- (4) 入札保証金 見積もった契約希望金額の5/100以上。ただし、一定の要件に該当する場合は、これを免除できる。
- (5) 契約保証金 契約金額の10/100以上。ただし、一定の要件に該当する場合は、これを免除できる。
- (6) 入札の無効 入札参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。その他、入札心得書に記載された項目についても同様とする。
- (7) 落札者の決定方法 筑紫野市契約規則第12条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った者が落札者となる。落札者となるべき価格の入札を行った者が2者以上のときは、くじにより決定する。
- (8) 入札額内訳書の提出 入札に際して、入札額内訳書の提出を求める。
- (9) 契約書作成の要否 要

### 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者が1者のみでも入札は成立するものとする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 詳細は、入札説明書による。